

「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正の件

2022年8月12日
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 改正の目的等

金融庁は、2022年6月から「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する府令」に定める別紙様式「外務員登録申請書」において、性別欄を削除しており、これを受けて本協会規則等の一部改正を行うものです。

また、本協会員からの規制緩和要望を踏まえ、電磁的方法により外務員の登録等の申請を行った場合には、PDFにファイルによる保存を可能とする改正を行います。

その他、「金融先物取引業務の内部管理者等に関する規則」の一部改正に伴う必要な修正を行います。本件一部改正の施行は、理事会承認日と同日の予定です。

2. 方法等

「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部を改正します。

3. 改正案等の説明

資料1及び資料2の新旧対照表のとおり一部改正を行います。

4. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内容	備考
2022年 8月10日	自主規制部会	書面開催
8月12日～26日	パブリックコメントの募集	HPへ掲載
9月12日	自主規制委員会	書面開催
9月26日	理事会 規則等改正を決定、全会員へ理事会結果を通知	書面開催

5. 意見等の募集について

改正案については、投資者保護等に関する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

(1) 公表資料及び公表方法

改正案及び参考資料を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2022年8月12日から2022年8月26日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度自主規制部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、自主規制部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一部改正が決定した後、当該改正規則等の公表と併せて一般ホームページに掲載します。

6. 施行後の取組等

本規則等の案が理事会において可決承認された後は、理事会承認日と同日に施行します。

7. その他留意事項

特になし

以 上